

水質管理目標設定項目の目標値見直しについて



厚生労働省では、平成 26 年 12 月 9 日に、平成 26 年度第 2 回水質基準逐次改正検討会が行われました。内容として、内閣府食品安全委員会における健康影響評価等の知見等に基づき、第 15 回厚生科学審議会生活環境水道部会の審議を踏まえ、水質管理目標設定項目の一部見直しが行われ、その後、パブリックコメント手続きを経て新目標値を設定することが了承されたことから、健康局長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」を以下のとおり改める予定です。

- (1) フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)(DEHP)…現行「0.1mg/L 以下」から「0.08mg/L 以下」
- (2) 農薬類
 - ① 1,3-ジクロロプロペン(D-D)…現行「0.002mg/L 以下」から「0.05mg/L 以下」
 - ② オキシ銅(有機銅)…現行「0.04mg/L 以下」から「0.03mg/L 以下」

今後の予定として、年度内に厚生科学審議会生活環境水道部会にて審議の上、改正を行い、平成 27 年 4 月 1 日施行としています。

当社は水道法第 20 条に基づく厚生労働大臣登録の水質検査機関として、長年の水質分析の実績がありますので、お気軽にご相談ください。

資料 平成 26 年 12 月 9 日付 平成 26 年度第 2 回水質基準逐次改正検討会

測定技術箇所 杉田高則

水道 GLP における亜硝酸態窒素の認定範囲の拡大が承認されました！

当社では、2012 年に水道 GLP (水道水質検査優良試験所規範) の認定を取得しましたが、この度、2014 年 4 月に水道法の改正において追加された亜硝酸態窒素においても拡大申請が承認され、高い信頼性と精度が確保されていることを第三者機関(日本水道協会)から認められました。